

教育等の振興に関する施策の大綱 第2次改訂の概要（案）

平成29年12月

高知県教育委員会

【大綱第2次改訂の方向1】 チーム学校の構築の更なる推進	1
1. 学力向上を図るための教員同士が学び合う仕組みの徹底	2
2. 小・中学校における国語学力の向上	3
3. 小・中学校における英語教育の推進	4
4. 高等学校における基礎学力の定着・向上	5
5. 高等学校における社会性の育成に向けた取組	7
6. 教員の働き方改革に向けた取組の推進	8
【大綱第2次改訂の方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援の一層の徹底	10
7. 不登校の予防と支援に向けた校内組織体制の強化及び保幼・小・中・高の連携の推進	11
8. いじめ防止等の総合的な取組	12
9. 夜間中学の設置に向けた検討	13

改訂の趣旨

チーム学校の構築に向けた取組は着実に進んでおり、先行的に取組を進めてきた指定校等を中心に学力向上などの成果も表れてきた。各学校の目標の実現、教育課題の解決に向けてチーム学校の取組は不可欠であり、実践の普及とステップアップが必要である。今後、県内全ての学校における取組の本格的な展開を図るため、チーム学校の構築の更なる推進を図る。

チーム学校の構築に向けた主な取組の状況

学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

個々の教員の力量のみに頼るのではなく、校長を中心とした組織マネジメントが効果的・効率的に推進される体制を構築する

- 全小・中学校における「学校経営計画」の策定・実践を通じて、PDCAサイクルに基づく組織マネジメントが機能してきている。
- 学校経営アドバイザー（退職校長等）や指導主事等による各学校への訪問指導の強化により、学校経営への適切な助言や情報提供が行われている。
- 全県立高校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、基礎学力・社会性の向上を図るための「社会的自立のための進路支援プログラム」が策定され、プログラムに基づく体系的な取組が展開されるようになってきている。

教員同士が主体的に学び合う仕組みの構築

各学校において、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指し、教員同士がチームとなって主体的に学び合う仕組みを構築する

- 中学校において、複数の教員が学年をまたがって同一教科を担当することで、教員同士が学び合い授業改善につなげる、「教科のタテ持ち」を導入する学校が着実に増加。
- タテ持ち導入校では、教科会等を通じて授業力の向上に向けた教員同士の学び合いが充実し、児童生徒の学力向上にもつながってきている。
- 組織のモデルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置が進むとともに、主幹教諭連絡会等を通じて、個々の役割や実践についての理解が深まっている。
- 小規模校における教員同士の学び合いの仕組みの構築に向けて、近隣の小規模中学校が連携して教科会を実施する仕組みの整備や、小規模校内で教科をまたいだ学び合いの仕組みの研究が進んできた。

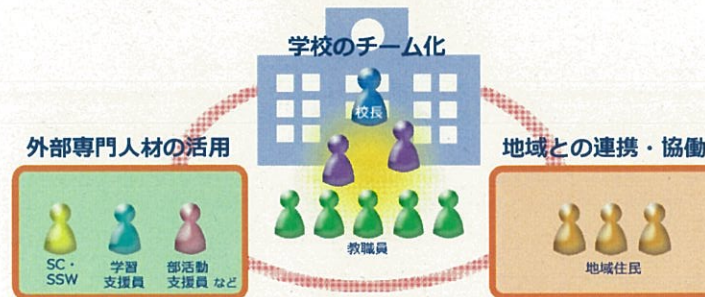
外部・専門人材の活用

学校全体の教育力を高め、さまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築する

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充が進み、全小・中・高等・特別支援学校への配置が実現した。
- 運動部活動の指導の充実及び教員の部活動指導に係る負担軽減に資する運動部活動支援員の配置が進んでいる。
- 小・中・高等学校における放課後学習支援員の配置が進み、小・中学校においては、授業から放課後までを一貫して担う支援員を増やすことができた。

大綱で目指す姿

- 教員同士がチームを組んで組織的に学び合い、高め合う学校組織をつくる
- 外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校だけでは解決が困難な課題に対応



今後の課題

- 「タテ持ち」指定校など、先行的に取組を進めてきた学校の成果を普及し、全県的にチーム学校の取組を展開していく必要がある。
- 小・中学校においてチーム学校の構築を推進していくうえで、設置者である市町村教育委員会との連携をより強化していく必要がある。
- 新学習指導要領で求められる学びの実現、基礎学力の定着等の課題の解決に向けて、各学校における組織的・協働的な授業改善の取組を一層推進していく必要がある。
- 高等学校において、多様な学力・進路希望の生徒の学ぶ意欲の向上を図るため、各学校の「社会的自立のための進路支援プログラム」の実効性を更に高める必要がある。
- 教員の働き方改革を推進していく上で、まずは各学校における教員の勤務実態の把握、勤務時間の管理を徹底する必要がある。
- 教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保していくために、外部の専門家や地域人材の活用を一層進めていく必要がある。

今後の取組の方向

小・中学校における授業改善の更なる充実

チーム学校による組織的な授業力の向上

【学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの徹底】

- 一定規模の中学校における「教科のタテ持ち」の全面实施、小規模の中学校における教科間連携の取組の普及などにより、教員同士の学び合いを全ての中学校で推進
- 県内の児童生徒の約半数を抱える高知市小・中・義務教育学校の学力向上の取組を推進するため、高知市教育委員会と連携した指導体制を構築

【国語学力向上に向けた取組】

- 児童生徒の読解力の向上に向けて、効果的な教材の開発・普及を進めるとともに、拠点校における実践研究、教員研修の実施により、国語の授業改善を推進

【英語教育の推進に向けた取組】

- 小学校の英語学習の早期化・教科化等、新学習指導要領で求められる英語教育の充実を図るため、教員の英語力・指導力の向上、組織的な推進体制の整備を推進

高等学校におけるチーム学校の構築の取組

チーム学校による多様な学力・進路希望をもつ生徒への指導の充実

【基礎学力の定着・向上に向けた取組の推進】

- D3層の生徒の基礎学力の向上を図るため、「学校支援チーム」による実践的指導を通じて、各校におけるカリキュラムマネジメントの強化を図るとともに、組織的な授業改善の取組を徹底

【多様な生徒の社会的自立の支援の充実】

- 詳細な分析に基づく各学校の「社会的自立のための進路支援プログラム」の改善及び実践内容の更なる充実

教員の働き方改革に向けた取組の推進

教員が本来行うべき業務に注力できる環境の実現

- 教員の勤務時間の適切な管理のもと、「業務の削減」「外部・専門人材の活用」「業務の効率化」及びこれらを総合的に進める学校の組織マネジメント力の向上に向けた取組を更に推進

学力向上を図るための教員同士が学び合う仕組みの徹底

趣旨

教員同士が学び合う仕組みを構築するため、一定規模の中学校においては、複数の教員が学年をまたがり同一教科を担当する、いわゆる教科の「タテ持ち」を導入し、定期的な教科会などを通じて日々の指導方法の工夫や改善につなげている。また、学校内に同一教科の教員が少ない小規模の中学校においても、近隣校の教員が連携して定期的に授業研究を行う取組を進めるとともに、本年度から11の中学校で「教科間連携」の研究に取り組み、教科の枠を越えて定期的なチーム会を行うなどして組織的に授業改善を進める仕組みの構築を図っている。次年度は、「タテ持ち」が実施可能な全ての中学校で研究を行うこととしている。また、小規模の中学校において実施している「教科間連携」の取組についてもその研究成果を普及し、全ての中学校で学力向上を図るため、教員同士が学び合う仕組みを徹底していく。県内の児童生徒の約半数を占める高知市の小中学校の校内研修や教科会等の充実を図る指導体制を高知市教育委員会と連携して構築していく。

教科のタテ持ち

成果・課題

<成果>
 ・タテ持ちを導入した学校においては、週時程に教科会を位置づけ、週に1回は教員同士が指導方法について協議したりする機会が定期的に持たれるようになっている。
 ・また、昼休みや放課後等に、日常的な教科会も実施されており、ベテラン教員が若手教員から日頃の悩みを聞いて指導したりする場面が増加してきている。
 ・平成29年度全国学力・学習状況調査の結果、9校中6校の中学校で学力の定着状況に伸びが見られている。

<課題>
 ・学校数が増加するに当たり、現在の組織力向上エキスパート数では指導に困難性が生ずる。また、教科会の内容がまだ十分に高まっていないものがある。(特に、新規校や新たに教科会を実施する教科において)
 →① 学校訪問指導の強化

指定校数	H28	H29	H30	計
高知市	4	6	6	16
東部	1	1	2	4
中部	3	2	2	7
西部	1	1	2	4
計	9	10	12	31

・「タテ持ち」研究校の拡大に伴って新たに主幹教諭が配置されることにより、新任主幹教諭の力量を高める必要がある。
 →② 集合研修の充実

・主幹教諭のみならずモデルリーダーの役割を担う教科主任の力量を高める必要がある。
 →③ エリア別の研修の拡充



成果・課題

教科間連携
<成果>
 ・週時程にチーム会を位置づけ、週に1回は異なる教科の教員同士がチームを組んで、指導方法について協議したりする機会が定期的に持たれるようになっている。
 ・小規模校の場合、比較的、授業を行わない時間(空き時間)があるため、同じチームの教員の授業を見る機会が多くなってきた。

<課題>
 ・定期的なチーム会を行っているが、まだ、内容の質を高めていく必要がある。→① 学校訪問指導の強化
 ・全国的にモデルとなる学校がないため、新たにモデルを作り、発信していく必要がある。→② 他校への成果普及

指定校数	H29・30
東部	3
中部	4
西部	4
計	11

教科ネットワーク
<成果>
 ・県内の5つの教科力向上のネットワークへの参加学校及び参加教員が増加してきている。(学校数：H28 27校→H29 36校 教員数：H28 136名→H29 154名)
<課題>
 ・学校数等を増やすとともに内容の充実を図る必要がある。→③教科ネットワークの充実



現状

・高知市においては、教育施策の計画立案・実施を行う部門や、初任者等の教員研修を司る部門は県と同様に備わっているが、学校を直接、指導・支援する教育事務所の機能をもっていないため、一つ一つの学校や教員に対して十分な指導・支援ができていない。

	指導主事数	学校数 (小・中・義務)	指導主事一人当たりの 担当学校数	指導主事一人当たりの 担当教員数
3事務所	37	241校	6.5校	65人
高知市	7	58校	8.3校	181人

高知市指導体制の強化

今後の取組

① 学校訪問指導の強化

※新規校(12校)への指導

※エキスパート ※4名に倍增
 □訪問回数：年6回
 □指導内容：教科会等の状況・学校の取組状況を把握し、管理職や主幹教諭に指導・助言

教科の「タテ持ち」システムによる教科会等学校の組織の強化のために



□指導主事
 □訪問回数：月1回程度
 □指導内容：授業参観後、教科会に参加して授業改善についての指導・助言

※2年目・3年目校(19校)への指導

※エキスパート
 □訪問回数：学期に1回 ※学校の状況によっては複数回
 □指導内容：学校の取組状況を把握し、管理職や主幹教諭に指導・助言

□指導主事
 □訪問回数：月1回程度
 □指導内容：授業参観後、教科会に参加して授業改善についての指導・助言



□学力向上総括専門官
 □対象校：主に2年目校を中心に
 □訪問回数：年6回程度
 □指導内容：学力向上総括専門官をリーダーとして数学の教科会への指導・助言
 知識・技能を獲得しつつ、思考力・判断力・表現力を高める授業へと改善

今後の取組

① 学校訪問指導の強化

□教育事務所学校経営アドバイザーや指導主事による定期的な訪問
 <回数> 学期に1回(指導主事は2か月に1回)
 <内容> チーム会の状況・学校の取組状況を把握し、管理職や研究主任に指導・助言

チーム会等学校の組織の強化のために

□連絡協議会の開催
 <回数> 2回
 <内容> 指定校の実践事例交流

② 他校への成果普及

□研究校による研究発表会
 研究校：授業やチーム会を公開
 近隣の小規模校：悉皆研修として研究校の発表会に参加。自校の取組に生かすようにする。

□実践事例をリーフレットにまとめ、情報発信
 取組の普及



③ 教科ネットワークの充実

□小規模の中学校同士の教科ネットワークの充実
 ・参加促進：各教育事務所で行っている市町村の指導事務担当者会において、本事業の目的や成果等について説明を行うなど、学校・教員の参加を促す。
 ・内容の充実：学習指導案や定期テスト問題を協働で開発するなどして教科の専門性を磨くような内容にしていく。
 教科の専門性を高める

今後の方向性



チームを編成して、高知市内のタテ持ち中学校や小学校に訪問指導

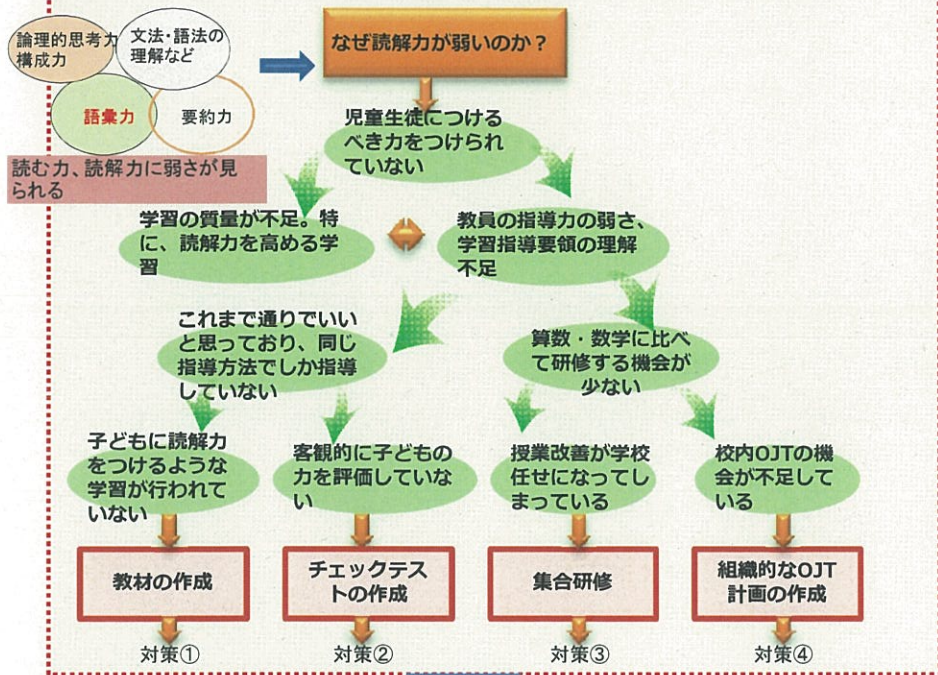
・高知県教育委員会及び高知市教育委員会の連携のもと、高知市教育委員会に学校の学力向上対策等を指導支援するためのスーパーバイザーや指導主事等によるチームを組織する。
 ・チームの取組や動きについてチェックと指導を行うチーム運営委員会(仮称)を県と市合同で設置する。
 ・チームは、指導主事と学校経営アドバイザーが一緒になって担当の学校の状況を把握・分析し、課題解決に向け継続的に訪問指導を行う。また、県のタテ持ちエキスパートや学力向上総括専門官と連携して指導を実施する。



趣
旨

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果、本県の児童生徒の学力の状況は、調査が始まった平成19年度から全国との比較において改善傾向にあるが、国語については小・中学校とも前年を下回り、特に、これまで強みを見せていた小学校のA問題については大きく落とす結果となった。また、この要因として、文章の読解力に課題があることが挙げられる。こうした課題の解決を図るための対策を講ずることにより、教員の指導方法の改善を促すとともに、児童生徒の国語の学力向上を図る。

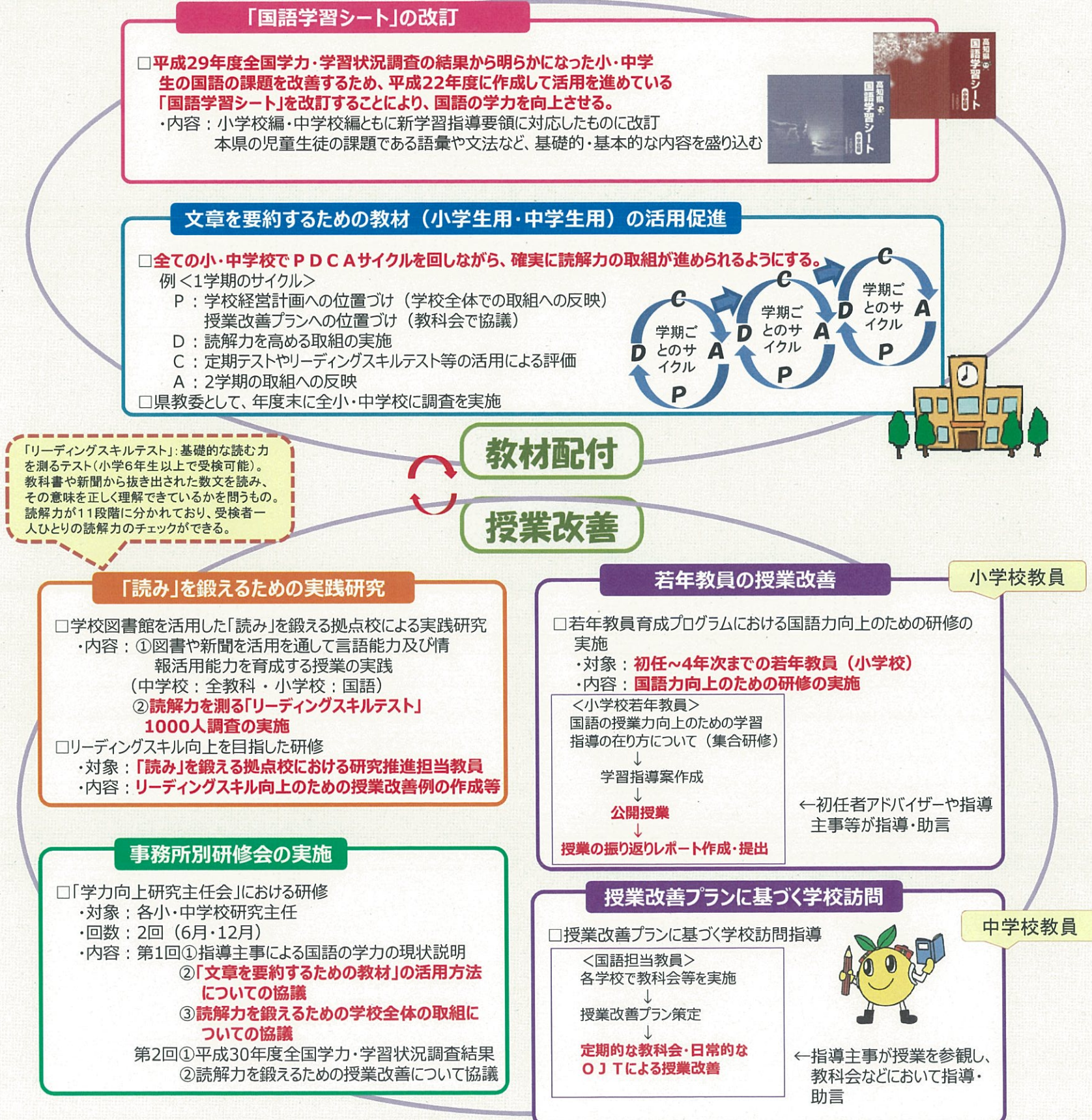
平成29年度全国学力・学習状況調査の結果分析課題



平成29年度の対応

- ①文章を要約するための教材（小学生用・中学生用）の作成・配付
 - 1 教材：随筆、説明文、科学読みもの、理科・社会等の教科書から抜粋した文章
 - 2 文字数：1200～2000字程度
 - 3 内容：小・中学校各30教材
 - 4 配付時期：平成30年3月目途
 - 5 活用方法：授業、朝読書、帰りの会等で短時間で読み、要旨について考えを伝え合ったり、議論したりするなど対話的な学びの実現を図る。
- ②「リーディングスキルテスト」を活用した読解力向上のための授業改善
 - 1 サンプル調査の実施：探究的な授業づくりのための教育課程実践研究事業指定校等において実施（11月～12月）
 - 2 国立情報学研究所 社会共有知研究センターによる読解力の診断：サンプル調査のデータをもとに、新井紀子センター長と本県の児童生徒の読解力の課題の洗い出し及び授業改善について協議（11月）
- ③授業改善を図るための取組の徹底
 小学校国語の授業改善を進めるための事務所別研修
 - 1 対象：小学校教員（1名悉皆）
 - 2 実施時期：12月～1月
 - 3 内容：学力調査結果から見られる国語の課題及びその改善策についての協議（事前に作成したものを持ち寄り）
- ④教育次長、参事、教育事務所長等による学校訪問
 - 1 対象校：課題の見られる小学校
 - 2 内容：授業参観、学校との協議
 - 3 時期：11月～1月

今後の対応策



小中学校英語教育の推進（新学習指導要領の円滑な実施への対応）

趣
旨

学習指導要領が改訂され、小学校では、英語学習の早期化（小3より開始）及び高学年での教科化に対応するため、学校組織としての推進体制の整備、また、教員の指導力及び英語力の向上が必要となっている。また、中学校では、小学校での外国語教育を円滑に引き継ぎ、より高度な言語活動を通して英語での活用力を身に付けるための授業改善及び生徒のコミュニケーション能力育成のために不可欠である教員の英語力が喫緊の課題となっている。このようなことから、児童生徒の英語力や教員の英語の指導力の向上を図る取組を強化する。

小学校対策

小学校教員の英語力・指導力の向上

体制整備

- 概要：基幹となる小学校に英語専科教員を配置する。専科教員は、配置校における英語教育の推進及び市町村内の小学校を巡回し、支援・助言を行う。
- 配置校：基幹となる小学校10校程度（1名ずつ配置）

◆英語専科教員の主な役割

- ～小学校教員の授業や校内体制づくりをサポートし、小学校における英語教育を推進～
- ・T1としての指導の在り方やALTとのTTの在り方を師範授業により提示
- ・T2として授業に関わり、授業後にT1の改善点について協議、助言
- ・学級担任の授業を参観し、授業後に改善点について協議、助言



小学校教員の英語力向上

- 1 「英語力向上セミナー」＜小中学校課＞
 - 概要：小学校教員の英語力の向上を図るための「英語力向上セミナー」を開催
 - 対象者：50名程度（英語担当教員等）
 - 内容：英語力向上を目指した講座を年3回開設（2回目は1週間集中講座）最終日に英検IBAを受検（英検2級程度を目指す）
- 2 「小学校外国語活動研修」＜教育センター＞
 - 概要：文部科学省に派遣した英語教育推進リーダー等により、指導方法や英語力に関する研修を通して、小学校教員の英語教育の指導技術及び英語力の向上を図る。
 - 期間：5年間で全小学校1名ずつの中核教員を育成（H27～31）
 - 内容：集合研修：年間5回（うち1回は先進校の授業参観）
日常的な研修：自宅でのe-learning研修
- 3 「教師塾（英語力向上ミニ講座）」＜教育事務所＞
 - 教育事務所で英語力向上ミニ講座を連続開催



市町村が主体となった英語教育の推進

- 概要：小学校英語の教科化に向けて、市町村が主体となって英語教育を推進する。
- 指定地域：9地域（H28～30年度で全市町村を指定）
【実績 H28年度：12地域 H29年度：14地域】
- 研究内容：①域内における英語教育の主体的な推進体制の整備
②小小連携・小中連携による小・中学校の英語教育の充実
③小学校の英語教育の指導体制の確立
④小学校外国語活動の指導方法及び学習評価の工夫改善

環境・体制整備



児童の英語力の向上

小学校英語教育用教材の作成

- 概要：新学習指導要領において求められる「小学校卒業時に600～700程度の語の習得」を促すための英単語集を配付し、その活用促進を図る。
- 教材：「小学校版高知これ単」（5・6年生）
- 配付対象：小学校5・6年生

※「これ単」・・・「これだけは身につけておきたい英単語」の略

小学校版
を作成



中学校対策

中学校教員の英語力・指導力の向上

体制整備

- 概要：新学習指導要領に基づいた英語教育を行う中学校区の小・中学校を「研修拠点校」として指定し、英語の授業モデルをつくる。
- 指定校：3中学校区
- 研究内容
 - 《小学校》・新学習指導要領に沿った指導と評価を研究し、授業を公開
小学校段階でのCAN-DOLISTを作成、実践研究を行う。
先進的な取組として県内に発信する。
 - 《中学校》・新学習指導要領に沿った指導と評価を研究し、授業を公開
授業改善の成果を測る指標として、県教委発行のテスト集及び4技能を測る外部試験を実施
 - 《共通》・・・中学校区でのカリキュラムの開発と実践



中学校英語教員の英語力向上

- 概要：英語教員の英語力の向上を図るため、全ての英語教員を対象として「英語カブラッシュアップ講座」を実施
※TOEIC 730点以上取得を目指す。
- 人数：約70名受講予定（H28～30年度実施）
【実績 H28年度：57名 H29年度：53名】
- 受講終了者へのフォローアップ：英語力向上のためのシート作成・提出及び指導主事による継続的な指導・助言



悉皆研修による授業改善

- 英語担当教員悉皆研修（全公立中学校）
内容：①モデルとなる授業を参観（英語の研究指定校の授業を参加者が参観）
②新学習指導要領で求められている英語の授業づくりについて協議
③教科調査官からの講話

授業改善

授業改善プランに基づく訪問指導

- 授業改善プランに基づく学校訪問指導
＜英語担当教員＞
各学校で教科会等を実施
↓
授業改善プラン策定
↓
定期的な教科会・日常的なOJT
による授業改善



←指導主事が授業を参観し、教科会などにおいて指導・助言

4技能を測るテスト集の配付

- 概要：新学習指導要領の英語教育において求められる力を適切に測ることや、その結果を指標とする授業改善を促すことを目的としたテスト集を作成し、各校における授業改善のPDCAサイクルを構築させる。
第1学年用は平成29年度に作成・配付
- 教材名：「中学校英語活用力テスト集」（第2,3学年用）
- 内容：4技能を測る問題（本番用・練習用） ※CD-ROMも配付
- 活用方法：定期テスト、レディネステスト、放課後等の補充学習で、生徒の実態に応じて活用

生徒の英語力の向上

中校英語教育用教材活用の徹底

- 概要：知識・技能を確実に身に付けるために配付した教材（高知これ単）の活用の徹底を図る。
- 内容：各学校で単元テストシステムに入力
→各教育事務所や小中学校で
活用率及び生徒の到達度を把握する。

活用の徹底



中校英語教育用教材の改訂

- 概要：新学習指導要領において求められる「中学校卒業時に2500程度の語の習得」を促すための英単語集作成。

語数の拡充

高等学校における基礎学力の定着・向上（授業改善・学校経営を核にした学力向上の推進）

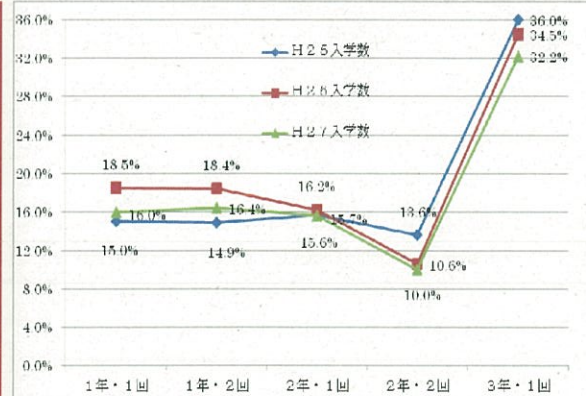
概要

すべての生徒に入学から卒業までを通じて基礎的な学力をしっかりと身に付けさせ、個々の生徒の学力に応じた指導内容を確立するために、特に各校の授業改善等の取組を一層推進する。この取組がより実効性をもつように、H30年度より、「学校支援チーム(授業改善・学校経営)」を編成し、これまで以上に学校訪問等を通じて、各校の支援を強化する。

1. 現状（学力定着把握検査の結果）

数学

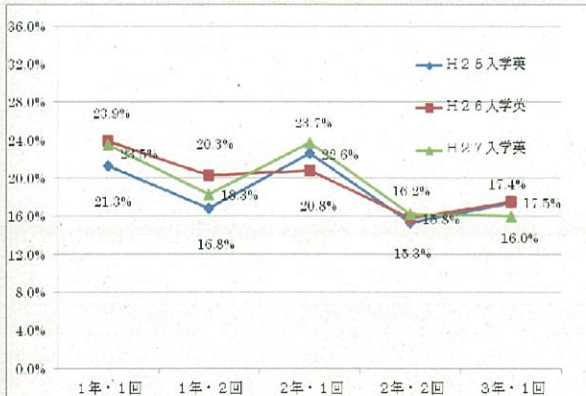
D3層の占める割合の推移（数学）



- 2年生第2回まで減少するが、3年生第1回で急増。
- 専門科の学校における増加が特に大きい。

英語

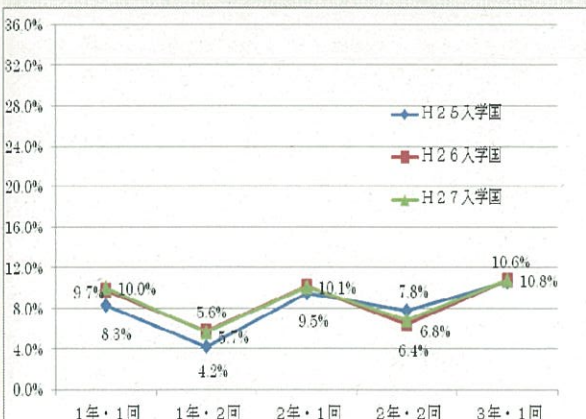
D3層の占める割合の推移（英語）



- 2年生第1回で一度増加するが、全体としては入学から3年生第1回までの間に減少。

国語

D3層の占める割合の推移（国語）



- 5ポイント弱の増減を繰り返しながら、ほぼ一定の割合で推移。

2. これまでの成果・課題

数学

- 【成果】
- 2年2回まではD3層が減少している。
- 【課題】
- 上位層にはインターネットツールの活用による一定の成果があるが、低学力の生徒には教員による個別指導が必要
 - 現在の学力向上プランでは、教科の把握ができにくい。
 - 数学Iの取組や、授業での理解度、内容の定着が十分ではない。
 - 単位数の少ない学校（専門科、総合学科）では、学び直しの時間の確保が難しい。

英語

- 【成果】
- 英語担当教員の指導力向上を図る研修等が功を奏している。・中上位層の増加及びD3層の減少
- 【課題】
- 授業での取組
 - ・少人数での授業や個別指導によっても、D3層の半減に至らない。
 - 英語教員に対する取組
 - ・教科会や科目担当者会が定例化されていない学校がある。
 - 学校に対する取組
 - ・学力向上が学校全体の取組となっていない。

国語

- 【成果】
- 個々の弱点が把握しやすく、個別の対策が可能な小規模校を中心に、D3層が減少
 - 下位層への補習等や学び直しの取組のある学校を中心に、下位層が減少
- 【課題】
- 学習した知識を文脈の中で生かすための意識的な取組が十分ではなく、語彙力が定着しにくい。
 - 解説中心の授業になりがちであり、生徒が主体的に思考したり、自己の考えを表現したりする機会が十分でない。

3. 課題解決のための取組の柱

取組の柱1

授業改善の徹底

- 1 授業づくりの型の共有**
 - ・「高知県高等学校授業づくりガイド」の活用
 - ・ユニバーサルデザインの授業作り
- 2 教科会の充実**
 - ・生徒の実態に応じた指導内容や教材、指導方法、評価に係る協議の定期的な実施
- 3 他校種（小・中学校）との連携**
 - ・学び直しの指導力向上のために、県内小・中学校の授業参観や小・中学校教員との情報共有の場を設定
- 4 学習到達目標の設定**
 - ・卒業時のゴールイメージを持って、各教科で育成すべき資質・能力を明確にし、学習到達目標を設定
 - ・高校生として望ましい学力レベル及び最低限身につけるべき力の到達目標を作成
 - ・定期的に到達度を測り、生徒の達成状況を把握し、指導・評価に反映する。

共通の課題

- 【生徒】
- 生徒自身、学習到達目標がわからず、学習意欲が高まっていない。
- 【教員】
- 教員個々の指導力に任されており、特に基礎学力定着が必要な生徒への指導が、まだ十分ではない。
 - 教科会が授業方法についての検討など、組織的な協議の場になっていない。

取組の柱2

カリキュラム・マネジメント強化

- **組織体制作り**
 - ・教科会の充実のために、教科会を時間割や行事予定に組み込んで、定例化させるなど、管理職の組織的な運営が必要
 - ・生徒が学び直しの科目を選択できるような教育課程の見直し。
 - ・カリキュラム・マネジメントの充実・推進を図るために、実効性のあるPDCAサイクルの構築を図る。

4. 具体的な取組の流れ

H29年度内の取組

【平成29年度到達目標】

- ・授業の基本的な型（ユニバーサルデザイン）の定着
- ・教科会が定例化し、教科指導方法の協議の場となる
- ・各校において、学習到達目標を含んだH30年度年間指導計画の作成

【手立て】

- 1 県立高等学校副校長・教頭研修会（9月）**
 - ・学力定着把握検査結果分析説明及び「高知県高等学校授業づくりガイド」による授業の展開の説明
- 2 管理職による校内研修にて全教員に周知（9月～）**
 - ・時間講師を含む全教員にガイドを送付し研修実施
- 3 学力定着把握検査に係る学校訪問（11月）**
 - ・各校の結果分析、学力向上プランに係る協議
 - ・授業展開の様子や教科会の実施状況の確認

【中間確認】

- ・授業参観や管理職の間き取りからは、授業で、ねらいの提示や振り返りの活動がまだ十分とは言えない。
- ・教科会の定例化に至っていない学校が見られる。

- 4 高校指導主事による小中学校の授業等視察（年度内）**
 - ・他校種との連携の取組実施に向けて、まず高等学校の指導主事が小中学校を訪問し、授業方法や教科会の取組等について学ぶ。
- 5 学習到達目標(県版)の作成及び提示（2月～3月）**
 - ・教頭・副校長会で県版の学習到達目標を提示し、各校で目標達成に向けた組織づくり、年間計画等作成
- 6 「授業づくりBasicガイドブック（高校版）」配布（3月）**
 - ・授業の型に加え、授業の指導方法（主体的・対話的で深い学び）等、授業改善の次の段階を各教員に意識付ける。
- 7 英・数・国の教科担当者会（3月下旬）**
 - ・学習到達目標を達成するための年間指導計画の作成・共有

H30年度の取組

【平成30年度到達目標】

- ・主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の徹底
- ・チーム学校として教科会を柱にした学力向上のためのPDCAサイクルの確立

【手立て】

- 1 学校経営計画・学力向上プランの提出（4月～5月）**
 - ・各校より提出された各資料のチェック・分析
- 2 学校支援チームによる学校訪問(各学期)**
 - (1) 経営計画・指標等に関する各校管理職との協議 (P)
 - (2) 授業改善に向けた授業見学及び教科会での協議 (D)
 - ・生徒の学力到達度に応じた授業展開ができていないか
 - ・教科会で学習到達目標達成に向けた情報共有・協議
 - (3) 学力定着把握検査の結果分析を協議 (C)
 - (4) 授業・テスト結果等を踏まえた教科会での検証 (A)
- 3 学力向上研究協議会（8月・1月）**
 - ・県全体の学力定着把握検査結果及び学校訪問を通じたPDCAサイクルの参考事例の共有
 - ・県全体の取組の方向性を毎回確認し、共有を図る。

現状・課題

企業アンケートの結果
(H24年度実施企業アンケートより)
「高校新卒者にどのような印象をもっているか」という質問に
171/374社(45.7%)の企業が
『挨拶などのコミュニケーション力の不足』をあげている。

【コミュニケーション能力】

- ・挨拶などが十分にできない。
- ・集団での活動がなじめない。
- ・悩みを人に相談できない。
- ・コミュニケーションをとることが苦手。

離職率

H28年3月卒業者の1年後の離職率
23.5%(全国18.1%)厚生労働省調査
※高等学校課調査 13.5%

中途退学率

H28年度 1.6%(全国1.4%)

【キャリアデザイン能力】

- ・自分の適性や能力が理解できていない。
- ・将来について考えをしっかりとっていない。
- ・働くことの意義を十分に理解できていない。

【社会理解】

- ・社会の一員として必要となる知識が不足している。

【1年次】

【2年次】

【3年次】

◆生徒の情報収集と共有
・キャリアシート等の活用や中高連携等により生徒の情報収集と校内での共有

拡 学習記録ノートによるコミュニケーション能力等の向上
学習記録ノートにより、自己の行動を振り返り修正することで、課題解決能力の向上を図る。また、教員とのコミュニケーションツールとして活用する。

地域協働学習
地域の地域と連携し、地域の方々との活動等を通して、コミュニケーション能力を伸ばす。

◆対人行動力を身に付ける
○仲間作り合宿
入学後すぐに集団での生活を通して、規律と協調性を学ばせる。
○対人行動力の向上
ソーシャルスキルトレーニングにより対人行動力を向上させる。

◆人間関係能力を高める
○学校行事で高める
修学旅行や体育祭・文化祭などの学校行事の実践を通して、より良い人間関係を構築する力を育成する。
○日々の授業で高める
主体的や協動的な学びの環境や言語活動の充実を意識した授業を通して、課題解決に向け他者と協動的に活動する力を育成する。

改 自己PR力・表現力の向上
各教科や総合的な学習の時間を利用して、他者に対して発表等を行うことにより、表現力を高めさせる。

◆自己理解力を高める
○SC、教職員による面談
SCや教職員との面談やカウンセリング等により、自己を見つめ直すきっかけとさせる。

◆将来の進路を考えさせる
○コース選択・科目選択
次年度からのコース選択等を実施するうえで、自己の適性や能力を考えるきっかけとさせる。

新 職業理解と企業理解の促進
・県内企業人職業ガイダンス
・県内職業人による講話および体験授業

◆自己PR力・表現力の向上
各教科や総合的な学習の時間を利用して、他者に対して発表等を行うことにより、表現力を高めさせる。

◆自己の適性を理解
コース選択や選択科目の履修を通して、自己の適性について理解させる。

◆社会のルールを学ぶ
○スキルアップ講習会
ビジネスマナーやモラルなど、社会に必要な知識と技術を身に付けさせる。

新 チャシ・情報誌を活用した企業情報の収集
・県内企業の見学(ものづくり総合技術展の活用)

◆協働性を高める
○協働性を学ぶセミナー
ブラッシュアップセミナーなどを通して、人間関係を構築する力や協働する力を高めさせる。

◆将来の仕事を考える
○自己と職業のマッチング
職業適性検査や業種学習セミナー等を活用して、自己の適性と将来の職業とをマッチングさせる。

◆進路決定生徒研修
社会人として具体的な課題に対応する知識や技術を学ばせる。

◆主権者教育・消費者教育・金融教育・労働法等に関する教育
主権者教育や消費者教育など社会の一員として必要となる知識を学ばせる。

◆基本的生活習慣の確立

目指すべき姿

- 社会人として必要なコミュニケーション力が身に付いている。
・集団で協力して活動できる。
- 自己を理解し、他者と協働する力が身に付いている。
・自分の能力や適性を理解している。
- 職業についての知識が身に付いている。
・働くことの意義を理解している。

目標値：中途退学率 1.4%以下
目標値：1年継続率 10%以下

4 課題解決のための取組

H29年度

- 評価項目や基準の提示(県教委2月末まで)
→ 県オリジナルアンケートの見直し
学校経営計画に基づく年間指導計画、チェックシート等の改善、作成
- 企業理解促進について関係機関と協議しながら年間指導計画に組み込むことのできる効果的なプランを作成する。
- 学習記録ノートについて、効果的な実践例をまとめ組織的な取組になるよう実践校(24校)に助言を行う。
- 効果的な実践例を各学校に伝え、地域協働学習の見直し次年度の計画を立てる。
- 各指標の状況の分析と各学校におけるプログラム改善のための指導・助言を行う。(2月)

H30年度

- 各学校において評価項目や基準に沿った年間指導計画に位置づけ評価を行う。
- 各学校において学習記録ノートを活用することで、学年会や生徒支援委員会などで個々の生徒の状況を把握する。
- 各学校において生徒の意欲を高め、主体的な学びの場となるような地域協働学習を実践する。

高等学校課指導主事及び学校支援チームによる学校訪問に通じた指導・助言
・年間指導計画の確認

1 取組状況

	H29実績	H31目標
○企業見学	30	30
○インターンシップ	30	30
○スキルアップ講習会※1	30	30
○職業講話等	20	30
○学習記録ノート※2	15	30
○ソーシャルスキルトレーニング※3	3	5
○仲間づくり合宿等	30	30

○地域協働学習・総合的な学習時間や授業を活用して各校で実践
※県立高校36校(うち進学拠点校6校)
※H29実績は、実施予定を含む

※1 礼法や言葉使いなど社会人として必要なマナーについて外部講師等を招いて研修を行う。
※2 自己管理能力や生徒と教職員とのコミュニケーションツールと活用するノート
※3 対人関係を構築しや集団行動を営むための対人行動トレーニング

2 成果

- 県内企業理解の促進
これまでの取組が徐々につながりを持ち始め、卒業予定者の県内企業へ内定を決めた生徒の割合が増加するなどの成果が見られ始めた。
・H29 11月末 県内61.3%(H28同期 58.8%)
・企業見学実施校 H28 22校 → H29 30校(予定を含む)
・ものづくり総合技術展見学H29 17校1811人(H28 1063人)うち普通科・総合学科 8校
- 学習記録ノートの活用
実践校(15校) 進路未定の生徒の減少(前年同期より1.2%減少)
- 地域協働学習で地域の課題解決、提言
山田高校や佐川高校など、生徒が主体的に活動する姿勢が見られた。
- 就職内定率 H28年度末 98.5%(前年98.4%)
■1年後の離職率 H27年度卒業生13.5%(H26 14.8% 高等学校課調査)
■進路未定で卒業する生徒 H28年度卒6.0%(前年6.3%)(アルバイト・パートも含む 就職対策連絡協議会調査)
■中途退学率 H28年度1.6%(前年度1.8%)

参考

3 課題

- コミュニケーション能力の評価項目の見直し
・コミュニケーション能力が身に付いたかを評価方法が主観的で学校間でのばらつきがみられるため、統一的な項目が必要。
- 企業理解促進の不足
・県内企業理解については一定の成果は上がっているが、上級学校に進学する生徒が多い普通科に対する理解促進が十分でない。
- 学習記録ノートのより効果的な活用
・生徒の自己管理能力を高め、個々の生徒の状況を把握することのできるツールであるが、組織的な取組となっていない。
- 地域協働学習の充実
・地域との協働学習の場を拡充するとともに、生徒の主体的、探究的な取組をさらに活発化させる必要がある。
- プログラムが効果的にできていない学校がある
・各指標(中途退学、進路未決定者、離職率など)の状況と、プログラムが効果的にリンクできていない。

教員の働き方改革に向けた取組の推進

趣旨

平成29年3月に改訂された新学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくことは必要不可欠であるが、一方で教職員の長時間勤務の実態も看過できない状況にあり、教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の観点からも、「教員の働き方改革」を早急に進めていく必要がある。

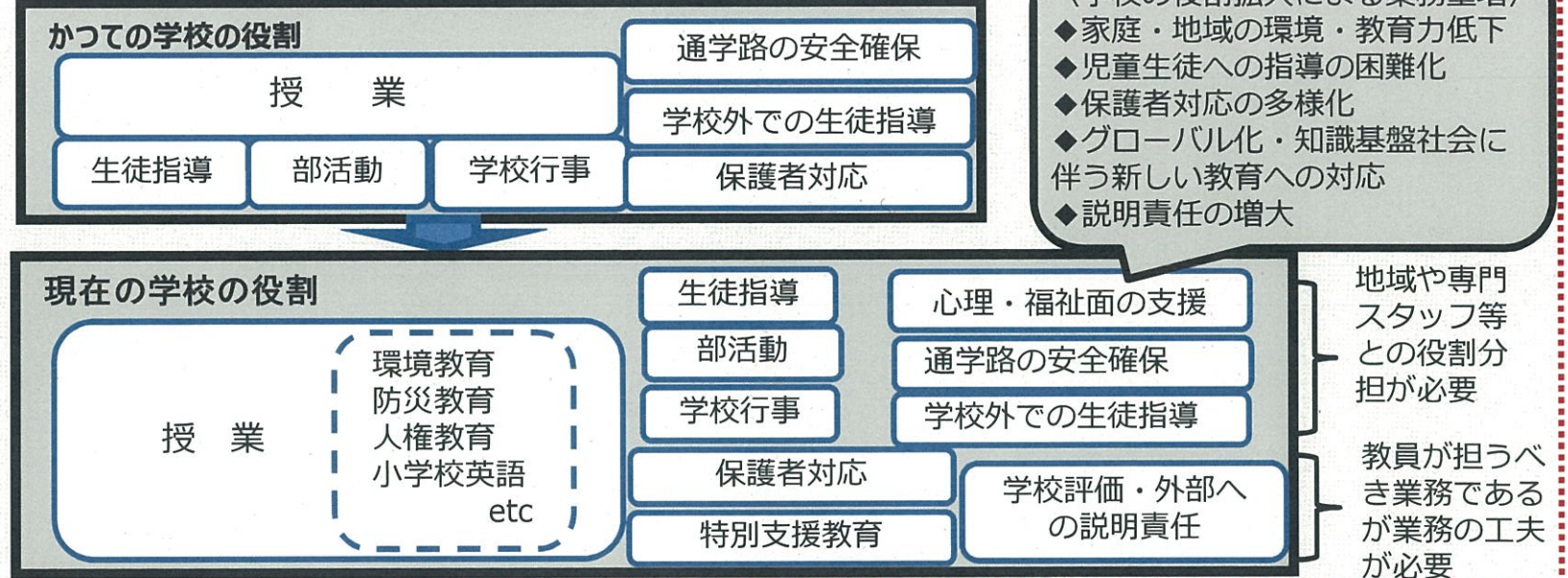
現状・課題

学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、文部科学省「教員勤務実態調査」の速報値（平成29年4月末公表）により、教員の長時間労働の実態（※）が明らかになった。平成29年度に研究事業を実施しているモデル校においても同様の傾向であり、長時間労働の状況を改善し、教員が子どもと向き合う時間を確保するための改善方策が必要である。

また、教員が心身ともに健康を保持し、誇りや情熱を失うことなく、その使命と職責を遂行できる環境の整備が必要である。

※教諭の1か月の平均の時間外勤務は小学校教諭は70時間、中学校教諭は93時間。
1か月の時間外勤務が月80時間を超える教諭は、小学校で35%、中学校では57.7%。

◎ 学校や教員の仕事は拡大し、多様化している。



平成29年度の主要な取組

勤務時間の把握と組織マネジメント力の向上

- 1 学校現場における業務改善事業
 - 教員自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備し、市町村と連携して小中学校における業務改善を一体的・総合的に促進するため、重点モデル地域4市（南国市、高知市、土佐市、四万十市）の6中学校を指定
 - 勤務時間の把握と時間管理の徹底
 - 教職員の働き方改革に関する管理職マネジメント研修の実施
- 2 県立学校の勤務時間の把握
 - 業務記録簿を活用した自己申告制による長時間勤務者の把握及び改善
- 3 市町村立小中学校の勤務時間の把握
 - 各市町村教委に対して、客観的な勤務時間を把握するためICT等の導入を検討するよう要請

成果と課題

（■：課題）

- 1 管理職員の時間管理に対する認識が高まった。

勤務時間の可視化が図られるとともに、教員の業務改善に対する認識が改まり、一部のモデル校では時間外勤務が減少傾向にある。モデル校においては、教員個々の時間外勤務を把握し、本人に知らせることで、タイムマネジメントを意識した働き方を促すことができた。

定時退校日（月1回）や学校閉庁日（夏期休業中に3日程度）の設定により教員に時間的余裕が生まれた。

教職員の働き方改革に関する管理職マネジメント研修の実施により、学校における働き方改革の見直しや業務改善の必要性について理解が進んだ。（9/7県立学校）（10/12市町村立学校）

 - モデル校の勤務実態や課題は見えてきたが教員一人一人の働き方に対する意識改革や在勤時間の削減に向けた具体的な取組を更に拡大させていく必要がある。
 - モデル校において、教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設けているが、効果的な役割分担や見直しには至っていない。
- 2 県立学校の勤務実態の把握が進んだ。
 - 教員本人の自己申告制であるため、より客観的に勤務時間を把握する必要がある。
- 3 一部の市町村教育委員会において、県費負担教職員の勤務時間を客観的に把握するシステム導入の予算化が進みつつある。

平成30年度の主要な取組

- 1 4市と引き続き連携し、6中学校の校区内の小学校を新たにモデル校に指定し、業務改善の取組を拡大

モデル校の勤務状況の改善の成果を全校に普及し、県下全体の働き方改革に寄与

教職員の意識改革と学校組織マネジメント強化のための研修の実施
- 2 県立学校にICT等を活用した客観的な勤務時間管理の導入を検討
- 3 全ての市町村教育委員会について、勤務時間を客観的に把握するシステムの導入と適切な勤務時間管理の要請

平成29年度の主要な取組

業務を削減する取組

- 1 運動部活動の充実と運営の適正化
 - 学校の決まりとしての休養日や適切な練習時間の設定
 - 改定版運動部活動ガイドラインの作成
- 2 学校現場における業務改善事業（再掲）
 - 教員と学校事務職員の役割分担の研究
- 3 学校への調査・報告等の精選
 - 県教委事務局で調査等の必要性について検討・精選
 - 次年度の調査予定一覧表を市町村教委へ送付

地域・外部人材の活用

- 1 運動部活動の充実と運営の適正化（再掲）
 - 運動部活動支援員の配置の拡充
 - 運動部活動の指導が可能な人材のリスト化・マッチングの実施
 - 外部人材の発掘
- 2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - SC、SSW配置の拡充
- 3 学校現場における業務改善事業（再掲）
 - スクールサポートスタッフの配置
- 4 学校支援地域本部事業

業務を効率化する取組

- 1 県立高等学校における校務支援システムの整備
市町村立学校への校務支援システム導入の検討
- 2 ライン機能の強化
 - 主幹教諭の配置
- 3 学校現場における業務改善事業（再掲）
 - モデル校と共同学校事務室の連携

成果と課題

(■：課題)

- 1 すべての中学校、県立高等学校で休養日が設定された。
 - 教員や保護者の部活動に対する意識の変化や適切な活動計画に基づいた取組を拡大させる必要がある。
- 2 モデル校において、教員から学校事務職員へ学校徴収金や渉外等の業務が一部移譲することにより、教員の負担感が減った。
- 3 毎年度、事前に年間調査計画を確認し、その必要性とともに内容や項目の簡素化を図ったうえで各市町村に通知しているが、見直しをさらに行っていく必要がある。

- 1 運動部活動支援員の配置及び派遣回数増加により顧問教員の負担感が減少した。
 - 外部人材派遣のさらなる充実とニーズがあるにもかかわらず派遣できない学校への対応が必要である。
- 2 SC、SSWの配置拡充により、児童生徒や家庭支援のための負担軽減につながっている。また、専門性を生かした課題の見立てや対応によって、早期の問題解決が図られ、教職員の負担軽減につながっている。
(SC配置全公立学校 SSW配置 31市町村、15県立学校)
 - 勤務時間の制約から、支援が十分でないことがある。また、人材の確保や資質向上、財源の確保に努める必要がある。
- 3 スクールサポートスタッフの活用によって教員の専門性が必要でない業務の選別が進み、負担軽減に繋がった。
(3校各1名配置)
- 4 小中学校の実施校 190校 64.4% (前年度64校増)
地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などに力を注ぐことができた。 79.5% (H29アンケート調査結果)

- 1 県立学校においては、H29年度全面運用開始し、業務の効率化が進んだ。
 - 市町村立学校におけるシステム導入の機運は高まっているが、費用面での負担の大きさから、導入に慎重な姿勢を示している自治体もある。
- 2 タテ持ち研究校においては、主幹教諭による教科会への指導及び進捗管理等を通して、組織的・協働的な取組を推進する体制が構築された。
小学校に配置された主幹教諭については、学校の課題解決に向け、各種部会への指示や関係機関との連絡調整を行うなど、組織的対応を進めている。
 - 主幹教諭の力量のさらなる向上を図りたい。
- 3 校務に係る各種様式の統一及び処理方法を業務改善の視点で見直し、域内の学校事務の適正化・効率化に繋がった。

平成30年度の主要な取組

- 1 改定した運動部活動ガイドラインの徹底を図るための研修会の実施や保護者等も対象としたフォーラムの開催
- 2 学校徴収金の徴収・管理については、銀行振込・口座引落としとし、学校の負担軽減を図る。また、基本的には「学校以外が担うべき業務」であり、将来的には学校ではなく、市町村が担うことについて協議の推進
- 3 引き続き、各種調査の必要性や、内容の精選、回答期限の見直しなど、負担軽減に向けた取組を推進

- 1 指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有し、単独指導や生徒引率も可能な部活動指導員を配置(40名)
人材リストの充実を図るために、広報等を活用した人材の発掘や新たな関係機関との連携強化によるマッチングの充実
- 2 SC、SSWの配置拡充及び効果的な配置の工夫に努める。
拡充配置分：アウトリーチ型SCを2市、SSWを2町村、7県立学校未配置校対応：チーフSSWによる対応の継続
人材や財源の確保のための取組や資質向上のための研修を継続
- 3 学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うとともに教頭の事務を補助するスクールサポートスタッフの配置拡充(25名)
- 4 学校支援地域本部の設置促進と高知県版地域学校協働本部への転換
小中学校239校 80%以上へ / 各市町村へ高知県版推進校を設置

- 1 H32年度の新学習指導要領全面実施に合わせた市町村立学校への統合型校務支援システム運用開始を目指し、県と市町村で費用負担やシステム仕様について検討
- 2 ライン機能を強化し、学校の組織力の一層の向上を図るために、主幹教諭の配置校を拡充
(タテ持ち研究校について)
- 3 共同学校事務室の活用によって、事務処理の効率化を推進し、モデル校の学校事務職員の事務負担軽減を図ることで、学校事務職員が教頭の補佐として学校運営に参画できる体制を整備

【大綱第2次改訂の方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援の一層の徹底

不登校やいじめやなど困難な状況に直面している子どもたちを確実に支えていくため、就学前から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を実施

趣旨

家庭の状況等を背景に、学力の未定着、不登校やいじめなどの困難に直面している子どもたちを教育によって確実に支えていくために、保護者の子育て力の向上や、放課後等の学習支援、スクールカウンセラー等の専門人材の配置拡充などを進めている。
依然として課題である不登校やいじめなどへの組織的な対応を徹底し、校種間の連携強化により切れ目のない支援を実現するとともに、不登校やいじめなどを要因に社会的自立が困難となっている若者の学び直しの機会を充実し、厳しい環境に置かれている子どもたちへの支援の一層の徹底・強化を図っていく。

主な取組の状況

保護者の子育て力向上のための支援

保護者に対する積極的な啓発を支援することにより、家庭の教育力の向上につなげていく。

- ◆親育ち支援啓発（保護者研修）
子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話等を実施
- ◆家庭支援推進保育士等による個別の支援

放課後等における学習の場の充実

子どもたちの基礎学力の定着と向上、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充するなど、放課後等の学びの場の充実を図る。

- ◆放課後等における学習支援員の配置（小・中学校）
H27：18市町村（学校組合）、小学校45校、中学校46校〔174人〕
→ H29：30市町村（学校組合）、小学校107校、中学校73校〔462人〕
- ◆学習支援員の配置（高等学校）
H27：延べ90人約3,900時間 → H29：延べ126人約5,300時間

生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

早期発見・早期対応が重要である生徒指導上の諸問題について、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底する。

- ◆校内支援会の定期的な開催
管理職や関係教員およびSC,SSW等で組織する校内支援会の定期的な開催の徹底
- ◆スクールカウンセラー（SC）等の配置
H29から全公立学校へ支援
- ◆スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置
H27：27市町村、3県立中高、5県立高校、1特別支援学校
→H29：31市町村、3県立中高、9県立高校、3特別支援学校
- ◆心の教育センターの体制の充実強化
ワンストップ&トータルな相談支援体制を充実

困難な状況にある若者の社会的自立に向けた支援

社会的自立が困難な若年無業者等、在学中に不登校やいじめを経験するなどして社会に一步を踏み出せずにいる若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援する。

- ◆「若者サポートステーション」による高校中退者等の就学・就労に向けた支援
- ◆学び直しとしての定時制通信制高等学校

目指す姿

- 不登校やいじめ等の問題に対し、学校として組織的な対応が可能な体制の構築と、外部の専門人材や専門機関の積極的な活用
- 就学前から高等学校まで校種間の連携による切れ目のない支援の実現
- 不登校やいじめを経験するなどして社会に一步を踏み出せずにいる若者の自立と学び直しを支援

課題

実効性のある校内支援会

- 各学校での校内支援会の実施は徹底されてきているが、児童生徒のリスクレベルの判断が学級担任に任されていることから、必要な情報が校内で共有されない場合がある。SC等の専門性を活用することで、より実効性のある校内支援会とする必要がある。

校種間の連携

- 不登校など、生徒指導上の諸問題への対応に関しては、これまでSC,SSW等の専門人材の配置、校内支援会の開催等、学校ごとの体制づくりが一定進んできている。
しかし、課題のある児童生徒の情報が十分に共有できていないなど、校種間の連携が十分とはいえず、中学1年時、高校1年時において新規の不登校が多くなる状況を防ぐことができていない。

学び直しの場の選択肢

- 現在、県内には公立の夜間中学は設置されていないが、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々に学習機会を提供する場として、夜間中学の設置の持つ意義は大きい。
定時制通信制高等学校などと並ぶ学び直しの場の1つとして、公立夜間中学の設置に向けた検討を進める必要がある。

今後の取組の方向

不登校の予防と支援に向けた体制の強化

- 抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現
 - ◆校内支援会の強化
 - ◆保・幼・小・中・高の連携の強化
 - ◆進学に重点を置いた高等学校(進学校)における支援の充実
- 教育委員会・関係機関等の学校に対する支援の強化
 - ◆各教育委員会単位での情報収集と支援の実施
 - ◆学校に登校できていない児童生徒の居場所や学習機会の確保
 - ◆心の教育センターの機能強化

いじめ防止等の総合的な取組の推進

- ◆学校支援地域本部事業による地域社会全体で学校を支える仕組みづくりの推進
- ◆児童会・生徒会による主体的な取組の充実
- ◆校内支援体制充実のための学校支援
- ◆心の教育センターの機能強化

学び直しの機会の充実

- 夜間中学設置に向けた検討
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(H29年2月施行)に基づき、様々な背景を持つ方の就学機会(学びの場)を確保するため、夜間中学の設置に向けて検討していく。
- 学び直しとしての定時制通信制高等学校の在り方検討
学び直しとしての定時制通信制高等学校の在り方については、「高等学校再編振興計画 後期実施計画」策定の過程で議論を進めていく。

不登校の予防と支援に向けた校内組織体制の強化及び保幼・小・中・高の連携の推進

趣旨

不登校の兆しの見えた児童生徒への早期対応や不登校児童生徒への適切な支援を実現するために、各学校において校内組織で確実な情報共有と外部の専門人材の効果的な活用を推進し、実効性のある校内支援会を確立するとともに、校種間の連携を強化する。

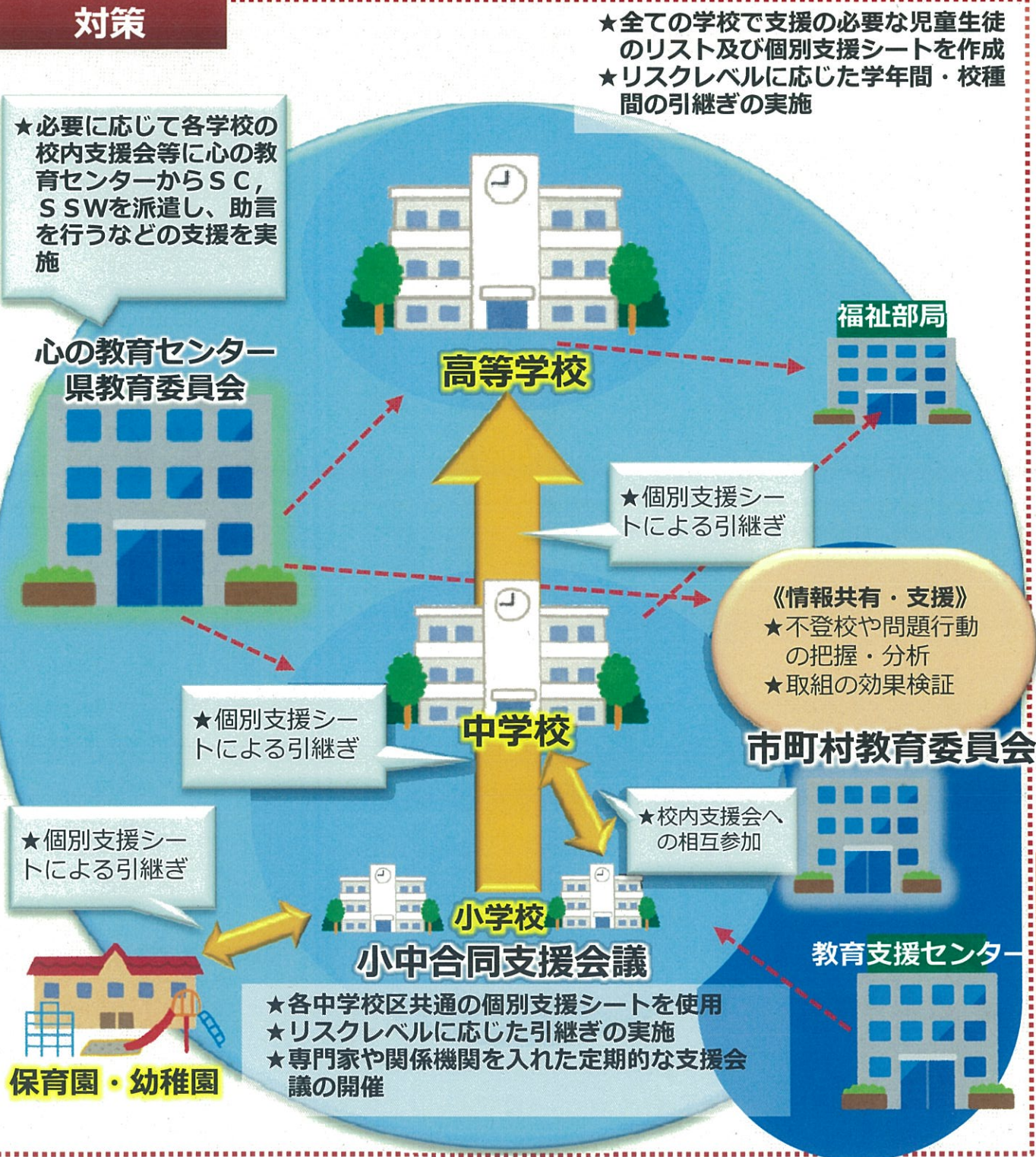
現状・課題

- 小・中学校において、全国より不登校出現率が高い。
- 中学不登校生徒数が急増し、新たに不登校となる生徒数も多い。また、2・3年の継続率も高い。
- 中1で新規不登校となった生徒の中には、小学校での出席状況等に何らかの兆候が見られる生徒がいる。
- 進学に重点を置いた学校（以下「進学校」）では、1年時に新規の不登校となる生徒が多く、その他の学校では中学校から不登校が継続する生徒が多い。
- 進学校では、学習への不安から不登校となる生徒が一定数いる。
- 学校等が関わることができていない不登校児童生徒が一定数いる。

今後の取組強化の方向性

- 1 各学校で実施される校内支援会の実効性をさらに向上させる。
- 2 すべての課題のある児童生徒について、校種間の情報連携、行動連携をさらに充実させる。
- 3 進学校において、学習に不安を感じる生徒への支援を充実させる。
- 4 市町村教育委員会の主体性を発揮した学校支援を推進する。
- 5 学校等が関わることができていない児童生徒をまずは関係機関へつなげる。
- 6 心の教育センターの相談支援体制を強化する。

対策



抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現

1 校内支援会の強化

支援の必要な児童生徒のリストの作成と活用（全ての学校）

□学級担任が事前の情報把握により、支援の必要な児童生徒のリストを作成し、校内支援会でリスクレベルの判断等の評価を行い、リストについては、各学年間で確実に情報伝達を行う。

個別支援シートの作成と活用（全ての学校）

□校内支援会において、個別ケースが必要と判断された児童生徒については、個別の支援シートを作成し、継続した「見立て→手立て→実践→検証」のサイクルを徹底する。

リスクレベルの低い児童生徒への支援の徹底（全ての学校）

□出席状況（欠席3日以上、遅刻、早退等）についても、気になる兆候が見え始めた児童生徒については、学年会等で検討したうえでリストに載せ、校内支援会で確認すると同時に、家庭訪問や面談を行うなどの早期の支援を開始することを徹底する。

2 保幼・小・中・高の連携の強化

情報共有と引継ぎの徹底（全ての保幼・学校）

□リスクレベルの低い幼児・児童生徒の情報についても抜かることなく、学年間・校種間で確実に引き継ぐ。
□支援リスト、個別支援シートを共有し、引き継いでいく。

校内支援会への相互参加（小中学校）

□小中学校の生徒指導担当や養護教諭等による各学校の校内支援会への相互参加により、小中間の抜かりのない情報共有と小中連続性のあるチーム支援を実施する。

小中合同支援会議の実施（指定校の小中学校）

□小中合同支援会議のコーディネーター（担当者）を各小中学校に置き、計画的・定期的に専門家や関係機関を入れた会議を開催する。
□小学6年、中学1年担当教員、管理職等が参加し、効果的な支援を引き継ぐ。

3 進学校における支援の充実（高等学校）

□学習への不安を感じている生徒や学習につまずいている生徒への相談支援や学習支援等、各学校の実態に応じた取組を行う。

教育委員会・関係機関等の学校に対する支援の強化

4 各教育委員会単位での情報収集と支援の実施

□児童生徒の出席状況等を把握し、リスクレベルの検討や支援の進捗状況を確認するとともに、必要に応じてSC,SSW等の助言を受け、支援の効果について検証し、学校への助言を行う。
□リスクレベルの高いケースや支援に行き詰っているケースについては、心の教育センター等、関係機関に相談し、必要な助言を受けるなどスピード感をもった対応を行う。

5 学校に登校できていない児童生徒の居場所や学習機会の確保

□まずは教育支援センター等につなげるため、学校、SC,SSW等が中心となって児童生徒や保護者への関わり支援を行う。

6 心の教育センターの機能強化

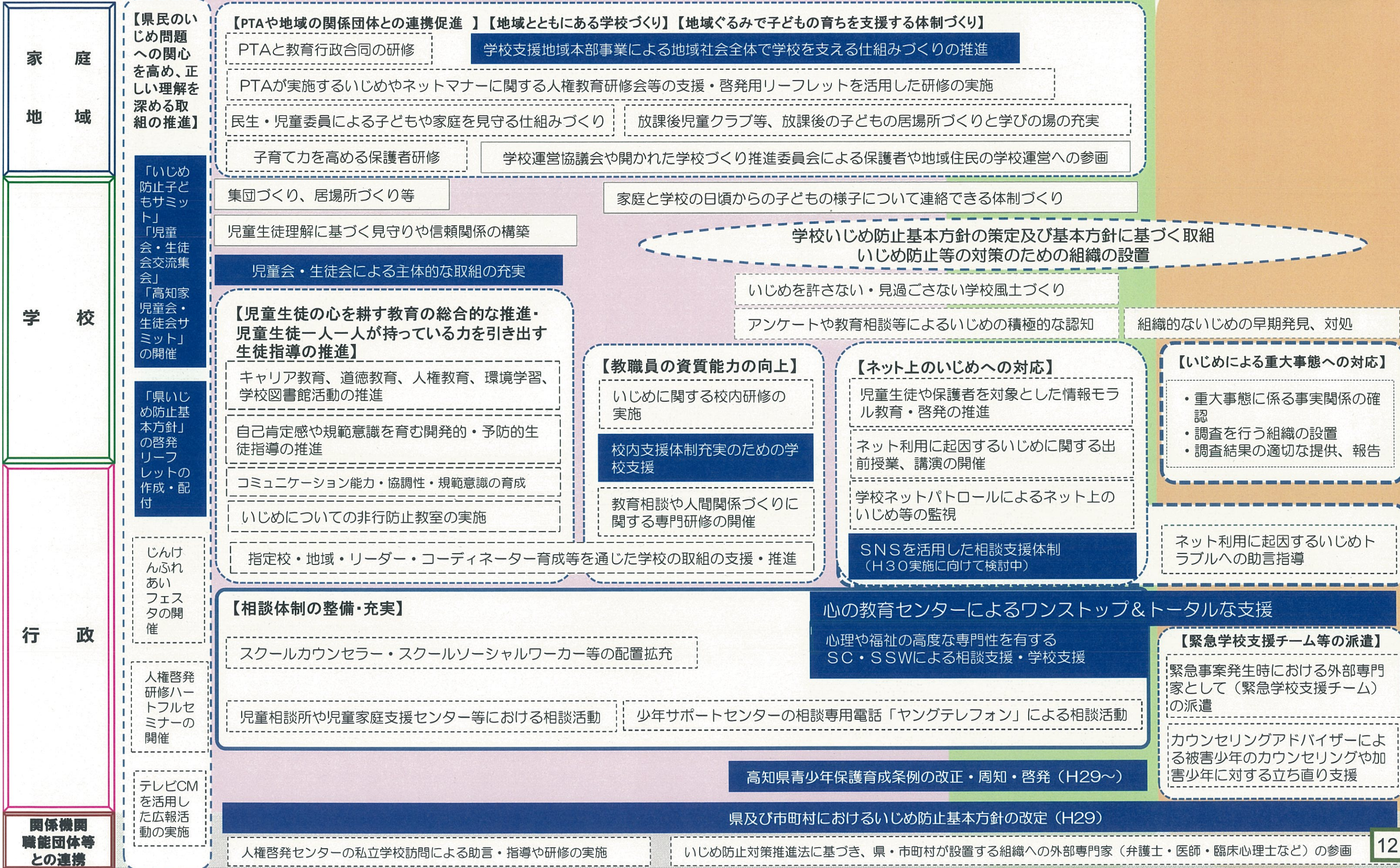
□心の教育センターの研修機能を教育センターに移管し、教育相談及び学校支援を強化する。

いじめ防止等の総合的な取組

未然防止

早期発見

対処



平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布された。様々な背景を持つ方の就学機会(学びの場)を確保するため、夜間中学の設置の持つ意義は大変大きいと考える。国の施策について情報収集をしながら、市町村教育委員会等と協議・検討を重ね、設置に向けて県として何が出来るかを検討していくこととする。

現状・課題

◆義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律【概要】 (平成29年2月14日施行)

I 総則 (第1～)

目的 (第1条)

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念 (第3条)

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍にかかわらず、能力に応じた機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

地方公共団体の責務 (第5条)

地方公共団体は第3条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有する

IV 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等 (第14～15条)

- 1 地方公共団体は、学校における就学機会が提供されなかった者のうち、その機会の提供を希望する者の存在を踏まえ、夜間その他特別な時間に授業を行う学校における就学機会の提供等、必要な措置を講ずる
- 2 都道府県及び市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
(構成員：都道府県知事及び教育委員会、市町村長及び教育委員会、民間団体等)

夜間中学の設置状況

- ・設置校数：全国に31校設置 (高知県内には設置無し) ※H28文部科学省調査
- ・在籍生徒数：1,849名 (うち外国籍の生徒 1,498名 (約8割))
- ・設置主体：全て区市町村が設置
- ・潜在ニーズ(義務教育未終了者) 128,000人 (うち高知県1,016人、約0.7%) ※H22国勢調査

【参考】高知県における自主夜間中学の概況

- 所在地：高知市立朝倉第二小学校の敷地内(プレハブ校舎)
- 実施主体：朝倉夜間中学校運営協議会
- 開設時期：平成8年5月
- 生徒数：12名(平成29年6月)
- ※入学希望既卒者6名・不登校の学齢生徒6名、年代別では10代11名・60代1名
- 開設日時：月～金曜日、17時～21時
- 指導者：①相談指導員2名(高知市単独予算) ②在籍している生徒の学校の教員(ボランティア)

法に基づく夜間中学の設置について県教育委員会の考え方

- 夜間中学の設置は、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々の両面において、学習の機会を提供するという点で大きな意義がある
- 設置についてはいくつかの検討すべき課題があり、市町村教育委員会とも課題について十分な協議・検討を重ね、国の動向等の情報収集も行い、設置に向け、県として何が出来るかを検討していく

今後の方向性

平成29年度

◆平成29年度「中学校夜間学級の設置促進等推進事業」(文部科学省)：平成29年10月16日締結

1 夜間中学設置のニーズの把握及び広報

(1) ニーズの把握

- 方法：アンケートハガキ付きリーフレットによるニーズ調査(日本語・英語・中国語版の3種類 17,000部)
- 調査期間：平成29年11月17日～平成30年1月20日
- 配布場所：各市町村役場・教育委員会、県内ハローワーク、各福祉保健所、高知県立図書館、若者サポートステーション、高知県国際交流協会、高知県立ふくし交流プラザ、県庁(国際交流課、県民室)等

(2) 広報

- アンケートハガキ付きリーフレット：平成29年11月17日配布
- テレビ・ラジオ：平成29年12月
- 県の広報誌：平成30年1月

2 公立中学校夜間学級設置検討委員会

(1) 委員委嘱

- 委員：9名(有識者・市町村教育委員会代表・高校長代表・中高PTA代表・県教育委員会代表)

(2) 検討内容

- 第1回
期日：平成29年11月22日
内容：事業説明及び意見交換
- 第2回：夜間中学に関する学習会
期日：平成30年1月26日
内容：講師招聘による学習会
(京都教育大学教育支援センター教授 岡田 敏之氏 予定)
先進校視察の報告
- 第3回
期日：平成30年2月8日
内容：ニーズ調査の報告
方向性についての協議
- 第4回
期日：平成30年2月20日
内容：今後の方向性の決定

「夜間中学」を知っていますか

●「夜間中学(中学校夜間学級)」とは…

夜間中学は、昼間の中学校と同じ公立の中学校で、夜の時間帯に授業を行います。様々な理由により義務教育を受けられなかった人や、生涯で義務教育を受けたいという外国人の人、また、不登校などの理由で十分に学校に通うことができなかった人などの学びの場です。(現在、不登校となっている生徒の受け入れも可)

- 授業料は無料です。
- 通学バス、給食があります。
- 昼間の中学校と同じ教材を使用します。
- 夜間中学で持っている公立中学校の単位が数えられます。
- 全ての課程を終了すれば中学校卒業となります。

★あなたのことについてお答えください。

- 問1 お住まいの市町村をお答えください。
()市・町・村
- 問2 年齢をお答えください。(いずれかに○を)
()10歳代 ()20歳代 ()30歳代
()40歳代 ()50歳代 ()60歳代以上

★自分の考えに近い番号に○をお付けください。

- 問3 「夜間中学」があったらよいと思いますが。
1 思う 2 思わない 3 どちらでもよい
- 問4 「夜間中学」に通ってみたいと思いますが。
1 思う (問5へ)
2 思わない (以上で質問は終わりです)
- 問5 夜間中学に期待することは何ですか。
1 高校入学資格の取得 2 中学校教育の修了
3 中学校程度の学力習得 4 読み書きの習得
5 その他()

あなたの声をお聞かせください!

現在、全国8都府県に夜間中学が設置されていますが、高知県にはありません。夜間中学の設置について、あなたのご意見をお聞かせください。

左のハガキを切り取り、裏面のアンケートにご記入のうえ、ポストに投函してください。

アンケートの内容は、教育施策の検討のみに利用しますので、個人を特定されたり、回答内容が他に漏れたり、他の目的に利用されたりすることは一切ありません。

夜間中学の設置促進に向けて、貴重なご意見とさせていただきます。

平成30年度

◆平成30年度「中学校夜間学級の設置促進等推進事業」(文部科学省)への応募

- 内容：「中学校夜間学級設置協議会(仮)」を設置(年6回程度)し、運営体制に関する協議・教育課程等の検討
- 広報及び周知：広報紙及びテレビ・ラジオでの広報・市町村への周知及び生徒の募集、情報収集(文部科学省主催協議会等への参加・夜間中学設置校への視察等)